

こまき多世代交流プラザの管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日

小牧市長 山 下 史守朗

小牧市規則第 3 8 号

こまき多世代交流プラザの管理に関する規則の一部を改正する規則

こまき多世代交流プラザの管理に関する規則（令和２年小牧市規則第６３号）の一部を次のように改正する。

第８条第４項第３号中「（市民ギャラリーにあつては、９月前）」を削り、同条第５項第３号中「（市民ギャラリーにあつては、８月前）」を削る。

附 則

この規則は、令和７年９月１日から施行する。